

告示

埼玉県告示第八百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
ふじみ野駅前メンタルクリニック	富士見市ふじみ野西一―一八―一 徳新ビル三F	平成二十九年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所		辞退年月日
	名称	所在地	
藤原 佳徳	はり・きゅう う専門院	所沢市久米八二 ―六	平成二十九年七月十三日